週刊 磐城之實業

毎週日曜日發行

發行兼編輯 印刷人 大和田典兵衛
發行所 磐城之實業社

定價 一部金五錢 半年分 一圓廿錢(郵税共)
廣告料 一行三十錢 但場所指定増十錢

印刷所 大和田印刷所

地方自治政の淨化

其發達史觀位は市町村會議員とならんとする者は心得置くべきこと

舊習を脱せよ

何々頭取とか何々總裁とか兎角宜しからぬ事が夥しく行はれて居る。今日の自治體に本年から明年にかけて行はれる市町村會議員選擧に議員は嚴正の行動を執り選擧の弊から脱すべく議員候補者と選擧民とは一大覺悟を持たねばならぬ、極言さへ許せば公人道德は更に顧みない處に自治體は腐敗し行くのである、庶政一新の時代である故て中央政府の行政のみでなく地方の自治體の行政にも一新の手を伸し淨化更生の實現を圖るやう全國の地方團體に今から着手せられたく希望するものであつて是れには先づ地方自治發達史を一ト通り知る必要があらう

明治初期の地方行政

我國は神代から自治制度なるものがあつたのではあるが、封建時代や鎌倉時代、さては戰國時代から德川時代はしばらくおいで先づ明治初期の地方行政から點檢して見よう德川幕府が大政奉還をなし新政府の樹立するや、慶應四年一月十七日、三職分課の職制を設け內國事務局を置き(慶應四年閏四月廿七日地方官を分ち府縣藩三官とし職制を定む)明治元年十月二十八日公布の職制にて全國に藩府縣を設け三治の制度を以て地方の行政をなした(二年七月八日職制改正、府縣知事大參事少參事を置く二年十一月廿四日按察使職制を定む、三年二月三日府縣會議を府縣と改む九月廿八日按察使廢止)然るに藩藩主が藩知事として從來の通り收税兵馬の權を有し政令が一に歸せぬので同四年七月十四日全國の二百七十六藩を廢して三百六十一縣を置き十月二十八日府縣官制を發し十一月二十七日縣治條例を發布し、地方行政の大綱を定めた。而して府縣の區域は大體に於て藩閥の區域を單位としたので舊藩は藩閥を存じたるの社會生活はなし、五年二月地所賣買を許す地券下附規則を定む明治五年八月廿七日二百四十號布告地代店賃廢止六年一月十七日地所質入書入れ規則六年七月二十八日第二百七十二號地租改正條例を定む、同五年四月府縣內の大小區に置きたる戸長副戸長も官選で任命され要するに官治たる事を脱せない

自治制の萠芽と最初の選擧

明治七年五月二日の詔勅にて八年六月三日より地方官會議は開け、民會案が附議され二十日議論沸騰、官選の區戸長を以て民會を設くることに決した(七年五月十五日警察事務を官吏とす)十月府縣にて警察事務を管理す(八年十月府縣に警部を置く)(五月十五日邏卒を巡査と定む)(十一月府縣職制事務章程と定む)同九年十月、布告第百三十號にて人民の地方行政に參與することが認められた(十一年一月府縣官制改正)同十一年五月十五日より開いた第二次地方官會議で府縣會を設くる事に決し七月二十二日、布告第十七號にて郡區町村編制法六ヶ條を發布し第十八號にし府縣會規則(四十九ヶ條)地方税規則、區町村會法を制定した此時、始めて選擧の字が使用され、分權自治を目的とする法制は茲に基礎付けられた同十二年、府縣會議員選擧は行はれ、三月二十日から開いた東京府會が地方議會の嚆矢で同十三年四月八日第十八ヶ條にて區町村會法改正(十ヶ條)議員選擧が行はれた。斯うした最初の選擧には自ら候補者となりて運動したものはなく、選擧民が適任者を推薦し竹の皮に握り飯を包んだ手當を腰に括り付けて運動したそうで實に理想的の選擧が行はれたのであつた

自治制度立案の過程

明治十四年十月、國會開設の詔勅煥發、憲法制定の準備工作に着手したので立憲の政治を實施するには先づ地方人民に自治精神を涵養せしめねばならぬ、因つて先づ十七年七月七日區町村會法を改正し公共事業及び其經費を議せしむる事とし戸籍、教育、衛生等諸種の施設に關する規定を設けた時の內務大臣山縣有朋は、國家の健全なる發達を期せんには、我民族性に適應したる自治制度を布かねばならぬとし二十年一月二十七日、地方制度編纂委員會を設け、芳川顯正、青木周藏、野村靖等を委員とし、內閣顧問の[illegible]委員を加へて調査研究し二十年十一月、法案成たるゆへ之を元老院の審議に付した同院にては郡制及府縣制に先だちて之が發布をなすは不可だと云ひ或は民衆共同の法典を同時に編成すべしと云ひ、或は郡長事務を市町村吏員に取扱はしむるは不可だと論じ殊に市町村長を官選にするか公選にするかに就ても激しく論議されて容易に決せぬ翌二十一年の地方長官會議に諮問したるに市町村の公選につき反對論が起りたるも、山縣は「町村長公選は自治制の原則だ」と主張し、市長は三名の候補者を公選し、上奏して御裁可を仰ぐ事に決し漸く意見が纏まつた因つて二十一年四月十七日、市制及び町村制は公布せらる上諭に

朕地方共同の利益を發達せしめ衆庶臣民の幸福を增進することを欲し隣保團結の舊慣を尊重して益之を擴張し更に法律を以て都市及び町村の權義を保護するの必要を認め茲に市制及町村制を裁可し之を公布せしむ

とある是に於て地方自治體の基礎は確立した山縣は、既に自治制の發布をなしたが、其運用に關し、歐洲諸國の實狀を視察して參考に資したいと申出で同年十一月十六日、歐洲巡遊の御沙汰を拜受し、十二月二日横濱を出發した翌二十二年獨墺伊佛諸英の各國を巡遊して自治制施行の情況を視察しドイツ制に則たることは明瞭であるまた市町村制の制定理由書に

地方の制度を改むるは、即ち政府の事務を地方に分任し、人民をして之に參與せしめ以て政府の繁雜を省き、併せて人民の本務を盡さしめんとするにあり、しかして政府は政治の大綱を握り方針を授け國家統御の實を擧ぐるを得べく人民は自治の責任を分ち、以て專ら地方の公益を圖るの心を起すに至るべし、人民參政の思想の發達するに從ひ、之を利用して地方の公事に練習せしめ、施政の難易を知らしめ漸く國事に任ずるの實力を養成せんとす、是れ將來立憲の制に於て國家百世の基礎を立つるの根源たり

とある即ち自治制度建設の趣旨は立憲政治の準備的訓練たらしめんとするにあつた事は明かである斯うした理由で、我自治制は定められ自治體は國家の立憲政治の根底であり、形式は歐洲の制によるも、精神は神代より我國に一貫せる日本精神を基礎とせる事を我等は深く認識せなければならない

自治權の伸張

明治二十三年五月十七日、法律三十五號にて府縣制は公布され茲に地方自治の體形が整ひ三十二年八月十七日の改正にて府縣は法人となり人格を具備したる自治體となるまた府縣に市部會、郡部會の特例が定められた市制町村制も、明治四十四年四月七日改正されて、市町村會を議決機關となし代表機關は市町村長に移し市に於ては市長を以て執行機關とし市參事會を議決機關とし市町村會の召集權を市町村長に移し市町村吏員の任用權を市町村會の議決から解放して市町村長に移した、これ等の改正

(以下二面)

（一面より）
は市、町村長の選擧を擴張し地方自治體にある程度の選擧をなしたのである、その後、地方政治の普及や實施から明瞭に認りて改正の必要を認められ自治體の範圍にて改正は行はれ公民の資格要件中、選擧納付額等を除して公民の範圍をひろめ市會議員選擧の三級制を二級制とし町村會議員選擧は無級制となした等くこの方法は一般國民が自治行政に參加し得る事となり自治體は擴張的に著しく改善された

自治制度の大改正

府縣制は明治四十一年、大正三年、同十一年、昭和四年の改正があり市制も大正十五年五月二十日改正され町村制も同年同月同日改正され大正十五年七月一日の改正が最も大きなものである此の改正は大正十四年の法律第四十七號衆議院議員選擧法により府縣會、市町村の議員選擧も衆議院議員及び選擧權被選擧權を擴張し公選の總てが選擧被選擧の權を有する普通選擧としたものにて、大正十五年七月一日、法律第七十三號にて府縣制中改正、第七十四號にて市制中改正第七十五號にて町村制中改正、勅令第二百號、同第二百一號、勅令第八號が發布せられ昭和二年九月以後の選擧は此の新法に依り行はるゝに至つた然るに此の選擧法も實施の經驗から不備缺陷あるを認められ昭和五年以來議會が設けられて調査研究をなし改正案を第六十五議會にて修正可決して昭和九年六月二十三日法律第四十九號を以て公布せられ、同十年九月十日の府縣會議員選擧から施行せられた、而して今や實施から明年に亘りて改選期に逢した全國約一萬六百六十餘の市會、區會、町村會の議員選擧とが此の新選擧法に依りて行はんとするの好合に當面してゐる

自治體の根本的更理

全國の一萬三百四十三點と其地域に於ける百二十一市一萬一千五百二ヶ町村の地方自治體は、過去の歷史に於て幾多の缺點を生み、概して我れに於ん、特に選擧の選擧權者に於て最も根だしき無關心者に因はれて居る、然るに幸いにも昨年以來、敏然喚き起された選擧正の聲鐘に、漸く國民一般が眼覺めて、從來未だ耳にある彼の選擧會に於て來らんとする地の總ての選擧が、純潔公正に行はれ自治體が根本的に改善更生するに至るべく擧國一致、挙て一般の努力に期待して已まない處しだが神代から一脈した日本の自治精神であり憲法の大綱に則り國家の隆盛を期する所以であらうと信ずる

石城郡佛教徒を再び訪ふ

某氏と記者の一問一答

石城の實地に一大センセションを捲き起して騒らずも正邪の批判と云はるゝお膝々は遂だ不遜の性癖なれと感じて身の程も知らずであつて一應には論斷みの論斷知らずです。

記者　一つ身の程知らずの御話を伺り度いお願ひいたします

Y氏　一體佛教はどうして發生したかと云ひば二千五百年の昔印度のカンジス河の流域に在つた當時の一小國迦毘羅國の皇子悉達太子が人間である以上下は野に伏す乞食から上は帝王に至る迄、誰の一人として逃ることの出來ぬ苦痛もつと分りよく云ひば人間に無始無終より約束づけられた生老病死の四苦を如何にして解脫的に逃るべきかと煩悶された結果が國を捨て父王を捨て王妃を捨て愛兒を捨て、裸一貫の修行者となつて城を出で山に籠りて十二年の苦行（或は六年とも云ふ）をなされた結果にて佛教と云ふ新眞理を發見されたのが抑も佛教と云ふ人生の福音が今日の我れ等に齎された源泉であります

若し今日の日本に於て目撃する佛教徒（寺院僧侶）がするやうに寺院に住して無爲徒食、人から施を持つて子を産ひ漫を飲んで豚寢してお布施を貰つて葬式をして單に悉達太子のお經を讀んで塔婆を書く位が佛教と云ふ宗教の目的であつたなら釋迦は斷じて出家しません、依然たる悉達太子で王妃やシュダラに何人もの子を生せ、やがては國王ともつて思ふ存分に人生を享樂しますよ、然するに出家とは（一般の民衆を意味す）から出て釋迦の細織した佛教徒の集團へ入るからの稱です今の僧侶が出家だの在家だのと云はれるのは出家にあらざる出家のお意味ですよ釋尊が「四河海に入つて元の名無く四姓出家して佛に釋氏と稱す」と云つたのとは雲泥の差ですよ

釋尊在世の頃の佛教は決して今の僧侶が寺で喫食ひをしてるやうな發無な者ではありませんでした釋迦は常に說ひ給ふ大衆の弟子達と一緒に隨處で托鉢して僅に命を繋ぐに過ぎぬ生活をしてましたよ晝も晝下一番一日一食と云ふことを嚴守つて終始せられたんですが佛陀

なども修道後になつて幾つかの精舍が信徒の寄進で出來るまでは晴天には樹下石上、雨天の時には穴居に過いて居ましたが、お晝は一回「托の鉢ひらき」の樣心に觸ませんやうですね

Y氏　御尤もです樣心に觸る點迄として申上げた譯ですが少し長くなつて濟ませんでした

一體僧侶は釋尊在世の目的で出家したのですから少くとも生を絶みて如何なる場合にも民衆の信奉となる說話がなければなりません然るに今の僧侶君はどうですか、シャツやセイターを着ないのを自慢してお說教のやうに修驗も練祥の際を合せ袈の着れる長い着物を着て羽織を着てゐるのが時代的だと思つてるらしく、太正新修大藏經を師て御振りを飛し、夢窓や法然を一手に着こなすを威儀即佛儀と心得て、酒は各宗派でもよし肉食妻帶でもよし一向構着なく從上がるそれに明治維新に法律で禁されたから雪隱ではあるが爭隊に妻と同棲して子を産せて石師の跡へシメシを繼てる師も不思議とも思はぬ彼氏等がやらぬのは人數しと說教のものです夫れですから私は六日正勝師の今度のエロ問題に對して身の程知らずだと申上げた譯なのです

尚も佛教が日本に傳はつて千三百餘年の間に隆盛衰滅したことは既にありました德川時代にも可なりに隆盛落したと見えて瑞方山、禪師と云ふ方は僧侶を書いて曹洞一宗僧侶を罵めて居ります已むを得ないことではありませうが此際是非々々宗門正勝師に僧施論を熟讀玩味して貰くやうお勸めしたいものです

（次ページ三面へ）

（第三種郵便物認可）　昭和十一年七月十九日　磐城之實業　（日曜日）　第二百六十七號　〔三〕

（二面より）

記者『身の程知らず』の意味は
聴衆「自分からりました次に『論語読
みの論語知らず』の意味をお話下
さい

丫氏　苟くも僧侶なる者は大伽藍
に住する大和尚から一鴉鳥沙彌に
至る迄も戒律や三歸依や五戒位
は知らぬものはありませんが唯の
一人として自己を厳粛厳正の者と
看做より厳粛して他物めにも厳を
強らぬやうに心掛けてる者がありま
せうが、唯一人として全心より
佛と法と僧に歸依してる僧侶がありま
せうか私は未だ寡聞にして一
人も全心に歸依してる人にお目に
掛りません、唯一人として全心
より五戒なりと持つてる者がありま
せうか暴れとても厳然ないとは
言ひません（酔り耶に入ません、
然るに彼等僧侶が他人の不善ありた
る場合に死者に向つては曲爪らし
い解をして『それ新に元佛戒を
得んと欲せば先づ滅除すべしムニ
ムニヤ』次には『三寶に歸依し
るべしムニヤムニヤ』次には『五
戒を持つべし第一不殺生戒第二倫
盗戒第三不邪淫戒第四不妄語戒第
五不飲酒戒是れ一番れ汝等がムニ
ヤムニヤ』と何人に向つて歸依や
持戒を強要し得ら（死人で喋ひな
り生きた人間ならば厭でも喰らへ
と喝破すべし）僧侶自身は決して
五戒の中の一戒さへも持つ能はず
して世間の物笑ひとなるやうな大
間違を犯して尚ほ自等に止まりた
いと思つてるらしいのは立派な『
論語読みの論語知らず』にあらずや
や、若し夫れ宗門（佛教）一人と云
はず總ての僧侶が『論語読みの論
語知り』たらんと欲せば豈らく亡

統一される 職業紹介の掛金

本縣下の無職業紹介の掛金も実施式とか大阪式とか、或は自己勝手の納出に依つて金額の取得歩合、加入者の積金利廻、並に金融利廻等區々て職業なく加入者をして甲乙各紹介の經營方針や内容如何に不信をいたかしむるに至つたが大藏省は同一職業に於ては協定せしむることゝなつた其内容は左の如きものである

一、協定掛金表は特別の事情なき限り左の標準に據るべきこと

（イ）約束給付金額には百圓未滿の端數を附せざること（ロ）總給付金額と總掛金額との差額は總掛金額の一割五分以内とすること（ハ）物価受給者の金融利廻は契約給付金額の給付を受けるものとした場合に於て大體年利八分以内とすること（ニ）大阪式無盡に於ける掛金額は成るべく遞減式とし且つ各回に於ける受給付者の金融利廻に著しき等差なからしむること

二、掛間及給付金額同一なる協定掛金表は成るべく三種以内とすること

三、協定掛金表は掛金奨勵金給付奨勵金、其の他名目の如何を問はず給付以外に金銭を支給せざるものなること

四、金融利廻及預金利廻の算出は左の方式に據るべきこと

$$\text{掛金} = \frac{\text{給付金} - \text{掛金被運用積數}}{\text{給付金運用積數}} \times \frac{\text{年利率}}{12} \times 12$$

$$\text{金融利廻} = \frac{\text{總掛金} - \text{給付金} + \text{掛金被運用積數}}{\text{給付金運用積數}} \times \frac{\text{年利率}}{12} \times 12$$

（注意）上記兩式共運用積數は掛金又は給付金に其の實際の運用月數を乘じたるものにして利率は大阪式に於ては最終受給付日利廻とし其の他の式にありては年分の計算に依ること尚本式は毎月一回開會の場合に於ける計算方式なるを以て開會が毎一ケ月に滿たざる場合又は一ケ月超ゆるもの場合に於ては掛金積數の計算方法並12とあるを適當に夫々變更して計算するの要あり

第二の一徳 現はれん

鈴木氏三期目出馬

石城政友の動向

頗る興味ある縣議連

第三區選出鈴木辰三郎代議士關係側の選擧運動もほぼ終來を告げた樣であるから今度は石城政友會鈴木部會長は本縣中に總會を開いて後援演説をなすことであらう、其時は反鈴木組は後援を辭退するか、それとも堂々部下の總動員するか、おそらくは是等の何れもなるべくして三者は總て其他の者は第一線から退却することであらう、斯くなる時は則ち鈴木の天下となり次期の總選擧にも鈴木は三度立候補することゝなりの餘地を有せず反鈴木一統は是迄を換くならんも暫時にして積極的運動も出來得ないものとはされるが然し石城で得られ樂を双葉二區より獲得せんとして鈴木代議士は常磐バスだの三區動員運動だのと餘念もないらしい、然して現在石城縣政友三區議中小野、關内は振手したるもの、如くよくご隣人はお揃ひで選擧區を廻つて居る樣子であるが擧選區は鈴木の手分けと云ふ處から融合しないらしい處で關内は暫く控へて小野縣議であるが彼氏未來は代議士たらん類似の選擧をなすもの平町を中心に各地に出張所を設けて選擧の事務にもなるまし、此際が文は退りたし暫く手は持たづと感情に大勢との關係は晴ちこれだ我一と的には二にして一だ、否二にして一の關係に於てのみ馬鹿等を非難の上に發することが出來るのである、經濟は小さい大勢は無視である此の理を解し手に方法を以てするのには金成貴族を外して餘べと愛國することが第一である、けれども明年の總選擧後開催で總理が再びの番場がなければ格別、あるとすれば選擧金成績になり得るや否や、今から騒が擾まなければ早晩で出子の天下たることを思はなくてはならない

インチキ習字上達法

平町で堂々インチキ振りを發揮してゐる十日間習字不上達一口金一圓六十四錢の捲上げ内容名士の氏名詐稱やペテンにかゝつた所謂被害者よりの文句の掲載記事は紙面の都合上次號へ廻す

八面棒

◉何れが便宜に感ずる　背は那場で背を断る役人があつた牛や馬を屠るも職業であれば、犬殺しも職業だ　職業は生活だ　坊主がお布施を貰へるのも差支ないのも食ふためだ、神社を遥拝するのも神様を禮拝にするのも食ふためだ　今の代議士といふ連中もいまの御此の借金の關係よ何處へ

御中元

○醍醐聖雄の家にもあつて各商店ではお中元發出しとして盛んに大袈裟に呼び擔てゐる中元の御贈答と云つて地方では舊七月の上旬お互ひに贈り物を爲し合ふと云ふ風習は恐らくは德川時代藩大名から將軍家へ來るといふ禮中御見舞品の發達と、盂蘭盆の祖先崇拜の思想とが結ついて現今へ持ち越されたものゝやうに考へられます

×

○この將軍家へ來る暑中御見舞品は、藩大名の封地から產する產物だとか魚類の干物とか貰つたやうなものでした、盂蘭盆の行事が盛んになつて來ましたのも、一つには我國の祖先崇拜の思想に適合した點が、從かつて力があつた事と考へられます

×

○七月十五日の中元の當日と盂蘭盆と、暑中見舞と三者が合流し、盂蘭盆の祖先崇拜、父母の恩德長久を祈るといふ念から、ひいては師長へ謝する感謝の念となり、轉じては師匠樣の德澤の愛顧に謝する報謝の念となつて、今日の中元御贈答の贈答となつたと考へられます。一口に『盆暮』と言ひ、歲暮の贈答と平行して發達して來たものと申されます

×

○中元といふのは、陰曆七月十五日を當日とする元來が支那の年中の行事の一つであつて、正月十五日を上元、七月十五日を中元、十月十五日を下元と申します

×

○我國では、正月十五日の小豆粥と稱んで、この中元の節日には、運動と稱んで、この中元の節日には、古い米に搗いて祝ります

×

○近來のやうにお互の生活が、漸めて際せとなり、從て非常にお世話になつたとか、或は現在色々厚情を受けて居るとか云つた向に對しても、現金無沙汰勝になり易いのが常であります。それ故か近頃はこの一年に二回、日頃の無沙汰を詫び、厚情を謝し、誠意のこもつた贈り物をすることが段々盛んになつて參りました。一部、生活改善などと言つて是を虛禮し、廢止の聲も聽きますが、矢張、我國本來の美風美俗として益々みがかれて行くやうです

セメント瓦製造機械製作販賣
日本型　最新型各種
洋型
御一報次第現品呈上
福島縣四倉驛前　電話三八番
萬年瓦工業株式會社

東京鐵道局公認
平驛構內タクシー
不二タクシー
電話三二番

土木建築請負業
石城郡植田驛前
成瀨組
成瀨巴三

文撰工　仕込小僧
（二名）　（二名）
右至急募集す（給料其他面談）
平仲町　**大和田印刷所**

炭礦用諸材
鐵道省枕木　御用達
材木商
佐藤三平
本店　福島縣石城郡內鄉村　電話平四三〇番
出張所　福島縣双葉郡浪江町　電話浪江七三番
支店　福島縣西白河郡矢吹町　電話矢吹四二番

金物屋　**釜屋商店**
磐城セメント特約代理店
具品に勝る簡略な
振替口座東京九九〇一番
電話平町五九番
丁目九五番地

內科、小兒科、外科、花柳病、耳鼻咽喉科、レントゲン科
院長醫學士　高久　忠
高久病院
平町田町　電話一一四番

原價以下の特賣デー
毎月一日、二日、十五日、十六日
菓子、佃煮、砂糖
其他色々
平常の日でも何處よりも必ず勉強して居ります
何卒御買ひ下さい
平町田町銀座通り
カシワヤ菓子店

活版印刷なら
最新式のポイント活字を
使用する親切勉強の
大和田印刷所へ
御下命下さい
平町仲町
電話五五五番

航空思想普及
飛行機曲技大會
期日八月一日（雨天順延）（午前十時入場會始　午後一時演技開始）
場所錦村大倉海岸
曲技種目
1 翼上起立飛行
2 翼間步行飛行
3 繩梯子垂下飛行
4 模擬爆彈投下
5 高等飛行低空妙技
6 模擬都市爆破
7 決死的パラシュート投下